



平成 31 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲  
(JASDAQ・コード 8704)  
問合せ先 取締役 加藤 潤  
(TEL 03-4330-4700 (代表))

### 金融庁による課徴金納付命令の決定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 12 月 18 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、平成 30 年 12 月 27 日付「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出いたしました。これを受けて、平成 31 年 1 月 28 日付にて金融庁長官より納付すべき課徴金の額 1 億 3,170 万円及び納付期限を平成 31 年 3 月 29 日とする旨の決定を受け、本日、その送達を受けましたのでお知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止め、今後、このような事態を起さぬよう再発防止及び信頼回復に努めてまいります。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、上記のとおり、当社における会計上の誤謬があったこと等により過年度有価証券報告書等の修正が生じた結果、今般の金融庁による課徴金納付命令の決定を受けたことを踏まえ、代表取締役社長より、以下のとおり役員報酬の一部を自主返上する旨の申し出があり、当該申し出を受理することといたしました。

1. 役員報酬自主返上の内容  
代表取締役社長 月額報酬の 10%を自主返上
2. 対象期間  
平成 31 年 2 月から 3 ヶ月間

以 上